

実地指導を通じての留意点について／運営基準（処遇・看護）

療養介護・生活介護・短期入所・自立訓練・障害者支援施設

令和2年6月23日 前橋市指導監査課

I 個別支援計画

【指摘事例】

- ・個別支援計画の作成が遅れている事例が認められたので、サービス管理責任者は、速やかに個別支援計画を作成し、利用者に説明するとともに、文書により同意を得てください。
- ・個別支援計画の作成に係る会議を行っていない事例がありました。サービス管理責任者は、サービスの提供に当たる担当者等を招集した会議を開催し、個別支援計画の原案について検討してください。
- ・個別支援計画の作成に係る会議の記録がないものが認められたので、サービス管理責任者は、会議を開催した際は、記録を整備してください。
- ・個別支援計画の実施状況の把握（モニタリング）が適切に行われていない事例が認められたので、サービス管理責任者は、少なくとも6月に1回以上、モニタリングを行い、その結果を記録してください。

【留意点】

- ・個別支援計画は、記載すべき事項が書かれているか。
- ・個別支援計画は、計画変更の場合も含め、一連のプロセスにより作成されているか。
- ・市・県条例の独自基準「個別支援計画作成会議」の議事録が作成されているか。
- ・サービス管理責任者の指揮の下で、個別支援計画が作成されているか。
- ・個別支援計画に基づくサービスの実施状況（支援内容）と、定期的に検討した内容が記録されているか。

● 個別支援計画作成の手順（プロセス）

1 利用者及びその家族、関係機関等から情報収集、アセスメント

- ・利用者の能力、環境・日常生活全般状況の評価
- ・利用者の希望する生活や課題等の把握
- ・利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援内容を検討

↓※アセスメントは利用者に面接して行わなければならない。

2 個別支援計画の原案作成

- ・利用者及びその家族の生活に対する意向
- ・総合的な支援の方針

- ・生活全般の質を向上させるための課題
- ・サービスの長期、短期、到達目標及びその達成時期
- ・サービスを提供する上での留意事項 等

↓ ※他の保健医療サービス又は福祉サービス等との連携も原案に含める。

3 個別支援計画作成会議の開催

- ・サービス提供を担当する職員を招集して行い、計画原案の内容への意見を求める。
- ・議事録を作成(会議の内容を記録)する。

↓

4 個別支援計画の原案の内容について利用者又は家族への説明、文書による同意

↓

5 個別支援計画を利用者に交付

↓

6 個別支援計画の実施 (サービスの提供)

↓

7 定期的・継続的な実施状況の把握 (モニタリング)

※モニタリング時期

6月に1回以上：障害者支援施設、生活介護、療養介護

3月に1回以上：自立訓練(機能訓練、生活訓練)

↓ ※特段の事情のない限り

定期的に利用者に面接すること。

定期的にモニタリングの結果を記録すること。

8 計画変更の場合にも、同じ手順で行う

サービスを変更している、養護学校を卒業、入退院、新たな問題行動等。

※個別支援計画の作成に関する業務は、サービス管理責任者が行う。

【報酬請求】

- ・サービス管理責任者による指揮のもと、個別支援計画が作成されていない場合
- ・基準に規定する個別支援計画の作成に係る一連の業務が適切に行われていない場合
→減算が適用される月から2か月目までは所定単位の30%減算、3か月目からは50%減算となる(H30 報酬改訂)。

II 身体拘束等の禁止

【指摘事例】

- ・緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等を記録してください。
- ・継続的に行っている身体拘束について、その妥当性（切迫性・非代替性・一時性）及び解除に向けた取り組みを定期的に検討し、その結果を記録してください。

【留意点】

- ・「切迫性」「非代替性」「一時性」の3要件をすべて満たしているか。
- ・やむを得ず身体拘束を行う場合は、個別支援会議等において検討・決定しているか。個別支援計画に身体拘束の様態及び時間、緊急やむを得ない理由を記載し、身体拘束の解消について検討しているか。
- ・利用者本人や家族に十分に説明し、了解を得ているか。

● 運営基準（身体拘束等の禁止）

- ・施設障害福祉サービス等の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、**身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為**を行ってはならない。

● 「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為」の具体的な内容

- ① 車いすやベッド等に縛り付ける。
- ② 手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋を付ける。
- ③ 行動を制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ④ 支援者が自分の体で利用者を押さえつけて行動を制限する。
- ⑤ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑥ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き(厚生労働省 HP)」P24

→この手引きの中で、次のとおり「身体拘束ゼロへの手引き」が引用されています。

【参考】身体拘束禁止の対象となる具体的な行為

介護保険指定基準において禁止の対象となっている行為は、「身体的拘束その他入所者(利用者)の行動を制限する行為」で、具体的には次のような行為。

- ① 徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。

- ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥ 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- ⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

「身体拘束ゼロへの手引き」（平成13年3月厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」）

● 緊急やむを得ない場合とは（例外3要件）

切迫性 利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

非代替性 身体拘束その他の行動制限を行う以外に、代替する方法がないこと。

一時性 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

● やむを得ず身体拘束を行うときの手続き（記録）

- 1 組織による決定と個別支援計画へ記載する。
 計画作成会議等において組織として慎重に検討、決定する。
 拘束の原因となる状況の分析、身体拘束解除に向けた取組、目標とする解除の時期等、統一した方針の下で決定し、個別支援計画に記載する。
- 2 本人や家族に十分に説明し、了解を得る。（説明書は計画書とは別用紙にすることを勧めます）
- 3 身体拘束の態様及び時間、緊急やむを得ない理由、経過観察・再検討の記録をする。

● 身体拘束がもたらす弊害

身体的弊害 筋力低下・関節の拘縮・食欲の低下および脱水・褥瘡などが起こる。

精神的弊害 利用者本人＝不安・恐怖・屈辱・あきらめ・怒りなど精神的ストレス。
 支援員＝罪悪感・屈辱・支援への意欲低下・虐待行為に対する馴れなど。

社会的弊害 事業所等に対する社会的な不信、偏見など。

● 解除に向けた取り組み

検討会の視点

- ・その身体拘束が必要かどうか、軽減することが出来ないか。

検討内容

- ・その行為が、利用者の行動を制限する行為でないか。
- ・長時間に渡り、漫然と行っていないか。
- ・身体機能を低下させていないか。

- ・ 支援する側の都合で行っていないか。
- ・ 利用者の自立支援として、その行為が必要かどうか。
- ・ 環境の見直し、代替策のアイデアはないか。
- ・ 支援員の知識・支援技術のスキルアップなど。

組織として

- ・ 身体拘束廃止委員会の設置、内部研修の実施、外部研修への参加機会の確保等。

【報酬請求】

- ・ 身体拘束に係る記録をしていない場合
→ 身体拘束廃止未実施減算として、全利用者に対し、1日当たり5単位の減算となる(H30報酬改訂)。

III 虐待防止

【指摘事例】

- ・ 職員に対し、虐待防止啓発のための研修、人権意識を高めるための研修、行動障害などの特別な支援に関する知識や技術の向上を図るための研修等を実施してください。
- ・ 利用者の人権の擁護、虐待の防止等の取り組みが不十分なので、次の事項を実施してください。
 - (1) 職員の人権擁護、知識や技術の向上に努めること。
 - ① 倫理綱領、行動規範を職員に周知徹底させること
 - ② 障害者の虐待を未然に防止するという見地からも虐待防止の掲示物を掲示すること。

【留意点】

- ・ 虐待防止研修の受講は職員全員が受講できているか。
- ・ 風通しの良い職場環境が作られているか。
- ・ 法人、管理者が虐待防止や権利擁護に組織として取り組んでいるか。

IV 苦情解決

【指摘事例】

- ・ 苦情解決のための相談窓口、苦情解決の体制及び手順等を事業所の見やすい場所に掲示してください。
- ・ 苦情処理簿、報告書様式・対応マニュアル等を整備してください。

【留意点】

- ・ クレームと決めつけず、苦情として汲み上げているか。
- ・ 利用者又は保護者が苦情を伝えられる体制になっているか。

● 体制の整備等

1 苦情解決責任者・苦情受付担当者・第三者委員の設置

2 利用者への周知

施設内への掲示、パンフレットの配布等

(苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員の氏名、連絡先、運営適正化委員会、苦情解決の仕組み)

3 苦情の受付、報告・確認

苦情受付担当者は、受け付けた苦情はすべて苦情解決責任者及び第三者委員に報告する。(ただし、申出人が第三者委員への報告を明確に拒否する意思表示した場合を除く)

4 解決に向けての話し合い

5 苦情解決の記録・報告

苦情受付担当者は、苦情受付から解決・改善までの経過と結果について書面に記録する。

苦情解決責任者は、一定期間毎に苦情解決結果について第三者委員に報告し、必要な助言を受ける。

6 苦情解決結果の公表

個人情報に関するものを除き「事業報告書」や「広報誌」等実績を掲載し、公表する。

「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」
(厚生労働省 HP)

V 事故発生時の対応

【指摘事例】

- ・事故発生時の対策・対応指針が、確立していないので、事故対応マニュアル等を作成し、事故発生時の体制を整備してください。

【留意点】

- ・ヒヤリハット報告を出しやすい雰囲気づくりがされているか。
- ・事故が発生した場合の対応方法(事故対応マニュアル)が定められ職員間で周知されているか。
- ・事故が発生した場合、事故原因を検証し再発防止に向けて検討したことが記録され、職員間で情報共有がされているか。

● 事故報告書の提出

社会福祉施設等において、事故等が発生した場合は、関係法令・通知に基づき、利用者が支給決定を受けている市町村及び事業所指定を受けている県(中核市)へ事故報告書により報告すること。

報告対象となる事故の範囲等については下記を参照のこと。

- ・平成 25 年 9 月 13 日群馬県健康福祉部長通知「社会福祉施設等における事故等及び虐待の防止について」
- ・前橋市 HP「社会福祉法人の事務手続きについて」→「事故等発生時の報告について」
- ・高崎市 HP「障害福祉サービス事業等の運営要領等について」→「事故等発生時の報告の取り扱いについて」

VI 健康管理

【指摘事例】

- ・施設入所支援の利用者については、毎年 2 回以上定期的に健康診断を行ってください。また、健康診断に係る費用は、全額施設負担としてください。
- ・看護記録は、利用者ごとに健康状態や入院・通院の状況及び医療処置の記録等を整備してください。

VII 衛生管理等

【指摘事例】

- ・発症が想定しうる感染症について、対応マニュアルを作成し、普段から感染症予防及び発生時の対応等について職員への周知を徹底してください。

【留意点】

- ・従業者が感染源となることを防止し感染のリスクから守るため、次の事項を行うなど対策を講じることが必要。
 - 1 タオルの共用の禁止、手洗い、うがいの励行等
 - 2 手指を洗浄するための設備や使い捨ての手袋等の感染予防備品等の備え
 - 3 感染症対策マニュアルを整備、従業者への周知
 - 4 感染症に関する研修の実施(インフルエンザ・ノロウイルス・食中毒等)

VIII 根拠法令等

- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年11月7日法律第123号）
- ・群馬県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月28日 条例第96号）
- ・前橋市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月14日 条例第49号）
- ・高崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月21日 条例第50号）
- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年12月6日障発第1206001号）
- ・群馬県指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月28日 条例第97号）
- ・前橋市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月14日 条例第50号）
- ・高崎市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月21日 条例第51号）
- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成19年1月26日障発第0126001号）